

ドイツ
商標規則

2004年12月17日規則(連邦法律官報 I, 3532 ページ)第1条により最終改正の2004年5月11日商標規則(連邦法律官報 I, 872 ページ)

目次

第1部 適用範囲

第1条 商標に関する手続

第2部 登録までの手続

第1章 出願

第2条 出願の様式

第3条 出願の内容

第4条 団体標章の出願

第5条 出願人及び代理人を特定する明細

第6条 商標の種類に関する明細

第7条 文字標章

第8条 図形標章

第9条 立体標章

第10条 トレーサー・マーク

第11条 音響標章

第12条 その他の種類の商標

第13条 ひな形及び見本

第14条 外国語による様式

第15条 外国語による出願

第16条 外国語による書類

第17条 本国において登録された商標への言及

第18条 使用により識別性を取得した商標の優先順位決定のための決定的日付の延期

第2章 商品及びサービスの分類

第19条 分類

第20条 商品及びサービスの一覧

第21条 分類に関する決定

第22条 分類の改正

第3章 出願公告

第23条 出願公告

第3部 登録簿, 証明書, 公告

第24条 登録簿の設置場所及び形態

- 第 25 条 登録簿の登録内容
- 第 26 条 証明書
- 第 27 条 公告の場所及び形態
- 第 28 条 登録についての公告の内容

第 4 部 個別手続

第 1 章 異議申立手続

- 第 29 条 異議申立の様式
- 第 30 条 異議申立の内容
- 第 31 条 複数の異議申立についての共同決定
- 第 32 条 停止

第 2 章 出願及び登録の一部移転，分割

- 第 33 条 登録商標の一部移転
- 第 34 条 権利の移転，対物的権利，破産手続及び出願に関する強制執行措置
- 第 35 条 出願の分割
- 第 36 条 登録の分割

第 3 章 更新

- 第 37 条 手数料の納付による更新
- 第 38 条 一部更新の請求

第 4 章 放棄

- 第 39 条 放棄
- 第 40 条 第三者の合意

第 5 章 取消

- 第 41 条 取消事由による取消
- 第 42 条 絶対的拒絶理由による取消

第 5 部 国際登録

- 第 43 条 マドリッド協定に基づく国際登録の出願
- 第 44 条 マドリッド協定に関する議定書に基づく国際登録出願
- 第 45 条 マドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく国際登録出願
- 第 46 条 保護の拒絶

第 6 部 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 1992 年 7 月 14
日理事会規則(EEC)No.2081/92 に基づく手続

第 1 章 登録手続

第 47 条 登録出願

第 48 条 他の国の参加

第 49 条 出願公告

第 2 章 異論申立手続

第 50 条 異論申立

第 51 条 異論申立手続

第 3 章 明細書の補正, 取消, ファイルの閲覧

第 52 条 明細書の補正

第 53 条 取消申請

第 54 条 ファイルの閲覧

第 7 部 最終規定

第 56 条 本規則の施行時の経過規定

第 57 条 今後の改正についての経過規定

第 58 条 施行, 廃止

第1部 適用範囲

第1条 商標に関する手続

[1] 商標法に準拠し、ドイツ特許商標庁に対してする手続(商標事項)については、商標法及びドイツ特許商標庁に関する規則の規定に加え、本規則の規定が適用される。

[2] 本規則にいうドイツ工業規格は、ベルリン及びケルンに所在のボイト出版有限責任会社により刊行され、ドイツ特許商標庁の保管庫において安全確実に保管されている。

第2部 登録までの手続

第1章 出願

第2条 出願の様式

- [1] 商標登録の出願は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用してしなければならない。
- [2] 商標登録の出願は、商品及びサービスについてすることができる。
- [3] 各商標について、個別の出願が必要とされる。

第3条 出願の内容

- [1] 出願は、次に掲げる事項を含んでいなければならない。
 - (1) 出願人、及び該当する場合は、第5条に基づく代理人を特定する明細
 - (2) 第6条に基づく商標の種類に関する明細及び第7条から第12条までにに基づく商標の表示
 - (3) 登録を受けようとする商標の対象である第20条に基づく商品及びサービスの一覧
- [2] 出願について、
 - (1) 先の外国出願の優先権を主張する場合は、その出願の出願日及び国名を記載し、その旨の宣言書を提出しなければならない。
 - (2) 博覧会に係る優先権を主張する場合は、最初の展示日及びその博覧会名を記載し、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第4条 団体標章の出願

団体標章としての登録を請求する場合は、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第5条 出願人及び代理人を特定する明細

- [1] 出願には、出願人を特定する次の明細を記載しなければならない。
 - (1) 出願人が自然人である場合は、出願人の姓名、又は登録が出願人の会社のために行われる場合は、商業登記簿に登録されている会社名
 - (2) 出願人が法人又はパートナーシップである場合は、この法人又はパートナーシップの名称。適法様式の慣用略称は使用することができる。法人又はパートナーシップが登記簿に登録されているときは、当該名称は、登記簿記載の形式に対応する形式で表示しなければならない。民法典に基づくパートナーシップの場合は、代理人として行動する資格のある少なくとも1のパートナーの名称及び住所も表示しなければならない。
 - (3) 出願人の住所(街路、建物番号、郵便番号、都市)
- [2] 出願書類には、出願人の住所以外の郵便宛先又は私書箱宛先並びに電話番号及びファックス番号を記載することができる。
- [3] 出願が複数人によって行われる場合は、[1]及び[2]は、複数の出願人全員に対して適用される。
- [4] 出願人が居所又は本拠をドイツ国外に有するときは、[1](3)に基づく住所については、都市名に加え国名も記載しなければならない。更に、該当する場合は、出願人が居所又は本拠を有しているか又は当該人が法制度に服する地区、郡又は州も記載することができる。

[5] ドイツ特許商標庁がドイツ特許商標庁に関する規則第 16 条に基づいて出願人に対して出願人番号を割り当てている場合は、出願書類にこの番号を記載しなければならない。

[6] 代理人を選任しているときは、当該代理人の名称及び住所の記載に関する[1]及び[2]が準用される。ドイツ特許商標庁がドイツ特許商標庁に関する規則第 16 条に基づいて代理人に対して代理人番号又は包括的委任状番号を割り当てている場合は、この番号を記載しなければならない。

第 6 条 商標の種類に関する明細

出願書類には、商標について、次に掲げるものの何れとして登録簿への登録を求めるのかを表示しなければならない。

- (1) 文字標章(第 7 条)
- (2) 図形標章(第 8 条)
- (3) 立体標章(第 9 条)
- (4) トレーサー・マーク(第 10 条)
- (5) 音響標章(第 11 条)
- (6) その他の種類の商標(第 12 条)

第 7 条 文字標章

出願人が、商標をドイツ特許商標庁において一般に使用されているブロック体により登録しようとする旨を記載している場合は、商標は、願書の中で普通字体(字、数字又はその他の文字)により複製されていなければならない。

第 8 条 図形標章

[1] 出願人が、商標を、第 7 条の意味における文字標章の特定の図形表示の形において、文字と図形を結合した平面標章として、図形標章として、又は色彩付で登録しようとする旨を記載しているときは、願書には商標についての同一の平面図形表示 4 通を添付しなければならない。商標が色彩付で登録されることを求めるときは、願書において色彩も特定しなければならない。

[2] 商標の表示は、耐久性のある方法で紙面に複製されたものでなければならず、また(高さ及び幅について)8cm の寸法に縮小した場合でも、白黒で複製した場合でも、商標の要素を全ての明細において明白に示すような色彩及び形状のものでなければならない。表示には糊付してはならず、かつ、当該表示は消し跡がなく、かつ、耐久性のある色彩でなければならない。

[3] 商標の表示に使用する用紙は、A4 版を超えてはならない。当該表示に使用する面積(記載領域)は、26.2cm×17cm を超えてはならない。用紙は、その片面のみに記載しなければならない。各ページの上端及び左側には、最低 2.5cm の余白を設けなければならない。

[4] 商標の正しい位置については、それが自明でない限り、各表示について形象の上に「上」という語を加え、その間に十分な空白を残して示さなければならない。

[5] 商標の表示は、データ記憶媒体により追加して提出することができ、それには次の基準が適用される。

- (1) 追加提出される機械読取可能な商標の表示用の物理的媒体について次の種類及びフォー

マットは受理される。

物理的媒体	種類	フォーマット
CD-R	120mm 記録可能ディスク	ISO 9660 イメージ・フォーマット： JPEG(.jpg)圧縮なし 最小解像度 150×150dpi 最大解像度 1,200×1,200dpi 色深度 24bit/p

すべての図(第9条[1]第2文)は、イメージ・ファイルにより表示しなければならない。データ圧縮は認められない。

(2) 次の明細は、データ記憶媒体の表面に(印刷又はブロック体の大文字で)表示しなければならない。

- (a) 出願人の名称
- (b) 可能ならば、商標
- (c) 選任されているときは、代理人
- (d) 連絡先明細(住所、電話番号、メールアドレス)
- (e) 出願人の又はもしいれば代理人の内部参照番号
- (f) データ記憶媒体が一部である商標出願の出願日

標記はデータ記憶媒体の理解を妨げてはならない。ラベルは、使用してはならない。

(3) データ記憶媒体は、読取可能なものでなければならず、ウィルス又は悪意のあるロジック形態を有してはならない。そうでないときは、出願人又はその代理人は当該データ記憶媒体が使用できない旨を通知される。

[6] 出願には、商標についての説明を含めることができる。

第9条 立体標章

[1] 出願人が商標を立体標章として登録しようとするときは、当該商標の同一の平面図形表示4通を出願書類に添付しなければならない。商標について最大6種類までの異なる図形複製を提出することができる。商標が色彩付で登録されることを求めるときは、出願書類においてその色彩を特定しなければならない。

[2] 複製としては、陽画の写真又は輪郭を図示する図面を使用するものとし、それらは対象とする商標について耐久性をもって表示しており、また明瞭な輪郭を示す写真オフセット印刷、及びマイクロフィルム印刷を含むマイクロフィルム化、並びに電子的画像蓄積複製を可能にするものでなければならない。

[3] 商標が輪郭を図示する図面によって表示される場合は、その複製は均一な黒色かつ滲みのない明瞭な線で作成されていなければならない。それには、立体的細部を示すためにハッチング及び陰影を付すことができる。

[4] 表示の形式については、第8条[2]から[4]までが準用される。

[5] 出願書類には、商標についての説明を含めることができる。

第10条 トレーサー・マーク

[1] 出願人が商標をトレーサー・マークとして登録しようとするときは、第9条[1]から[4]までが準用される。

[2] 出願書類には、商標の説明と共にトレーサーの種類についての表示を含めることができる。

第 11 条 音響標章

[1] 出願人が商標を音響商標として登録しようとするときは、商標の同一の平面図形表示 4 通を出願書類に添付しなければならない。

[2] 音響標章は、通常の楽譜で表示しなければならない。当該表示の形式については、第 8 条[2]から[4]までが準用される。

[3] 出願人は、商標の音響表示をデータ記憶媒体で提出しなければならない。

[4] 出願書類には、商標の説明を含めることができる。

[5] 次の基準は、[3]に従い提出されるデータ記憶媒体に適用される。

(1) 商標の音響表示用の次の物理的媒体の種類及びフォーマットは受理される。

物理的媒体	種類	フォーマット
CD-R	120mm 記録可能ディスク	ISO 9660 ファイル・フォーマット： VOC フォーマット(*.VOC)又は WAVE フォーマット(*.WAV)又は MIDI フォーマット(*.MID)

音響改質方法は、音響標章の記録に使用してはならない。最小走査周波数は、22.05kHz とし、最小解像度は、8 ビットとしなければならない。データ圧縮及び複製防護機能は認められない。

(2) データ記憶媒体の表面には、次の明細を(印刷又はブロック体大文字で)表示しなければならない。

(a) 出願人の名称

(b) 可能ならば、商標

(c) 選任されていれば、代理人

(d) 連絡先明細(住所、電話番号、メールアドレス)

(e) 出願人の又はもしあれば代理人の内部参照番号

(f) データ記憶媒体が一部である商標出願の出願日
標記はデータ記憶媒体の読取を妨げてはならない。

(3) データ記憶媒体は、読取可能であって、ウイルスその他の悪意あるロジック形態を有してはならない。そうでない場合は、出願人又はその代理人は当該データ記憶媒体が使用できない旨を通知される。

(4) 各音響標章について 1 データ記憶媒体のみを提出しなければならない。

第 12 条 その他の種類の商標

[1] 出願人が、商標を他の種類の商標として登録しようとするときは、商標に関する同一の平面図形表示 4 通を出願書類に添付しなければならない。商標が色彩付で登録されることを求める場合は、出願書類においてその色彩を特定しなければならない。

[2] 表示の形式に関しては、第 8 条[2]から[4]まで、第 9 条[1]から[3]まで、並びに第 11 条[2]第 1 文、[3]及び[5]が準用される。

[3] 出願書類には、商標についての説明を含めることができる。

第 13 条 ひな形及び見本

商標が付されている製品のひな形若しくは見本，又は第 9 条，第 10 条及び第 12 条の場合は商標自体のひな形若しくは見本は，出願書類に添付してはならない。第 11 条[3]は，影響を受けない。

第 14 条 外国語による様式

出願及び願書の提出については，出願人は，ドイツ特許商標庁発行の様式，若しくはそれと同一の様式(ドイツ特許商標庁に関する規則第 9 条[1]第 3 文)，又は国際基準に合致しており，かつ，様式及び内容についてドイツの様式に適合しているときはドイツ語により補完した外国語による様式も使用することができる。ドイツ特許商標庁は，外国語による様式における個別の記載内容について疑義のある場合は，追加の説明を要求することができる。出願日の付与についての規定は，これら後の要求により影響を受けないものとする。

第 15 条 外国語による出願

[1] 外国語による出願は，商標法第 32 条[2]に基づく要件が満たされている場合は，商標法第 33 条[1]に基づく出願日が付与される。

[2] ドイツ特許商標庁による出願の受領から 1 月以内に，外国語による出願内容，特に商品及びサービスの一覧についてのドイツ語翻訳文を提出しなければならない。翻訳文は，弁護士若しくは特許弁護士の認証を受けるか，又は宣誓した翻訳者によって作成されていなければならない。

[3] 商品及びサービスの一覧についての翻訳文は，商標法第 33 条[1]に基づいて付与される出願日に受領されたものとみなされる。[2]に基づく翻訳文が前記の期限内に提出されなかった場合は，当該出願はされなかったものとみなされる。翻訳文が，期限の満了後であるが第 2 文に基づく事実の確定前に提出された場合は，出願手続は継続されるものとする。翻訳文が商品及びサービスの一覧に関するものである場合は，翻訳文の受領日が出願日として付与されるものとする。

[4] 出願の審査及びドイツ特許商標庁に対するその他全ての手続は，ドイツ語翻訳文を基礎としなければならない。

第 16 条 外国語による書類

[1] ドイツ特許商標庁は，外国語で作成された次に掲げる書類を審査することができる。

- (1) 優先権書類
- (2) 本国で登録された商標に関する書類
- (3) 一応の証拠を提供するか又は事実を証明する書類
- (4) 第三者による意見及び証明
- (5) 専門家の意見
- (6) 出版物からの引用

[2] 外国語の書類が英語，フランス語，イタリア語又はスペイン語により作成されていない場合は，弁護士若しくは特許弁護士によって認証された翻訳文又は宣誓した翻訳者によって作成された翻訳文を，当該書類の受領後 1 月以内に提出しなければならない。翻訳文が期

限内に提出されなかったときは、当該書類は、受領されなかったものとみなされる。翻訳文が前記期限満了後に提出されたときは、当該書類は、翻訳文の受領日に受領されたものとみなされる。

[3] 外国語の書類が英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語により作成されている場合は、ドイツ特許商標庁は、翻訳文を提出するよう要求することができる。ドイツ特許商標庁は、翻訳文が弁護士若しくは特許弁護士の認証を受けること、又は宣誓した翻訳者によって作成されることを要求することができる。翻訳文が適時に提出されなかったときは、当該書類は、受領されなかったものとみなされる。翻訳文が前記期限満了後に提出されたときは、当該書類は、翻訳文の受領日に受領されたものとみなされる。

第 17 条 本国において登録された商標への言及

[1] 出願人がパリ条約第 6 条の 5 に基づいて本国での登録商標へ言及する場合は、出願後においても、この旨の宣言書を提出することができる。

[2] 出願人は、所轄当局が発行した、本国における登録に関する証明書を提出しなければならない。

第 18 条 使用により識別性を取得した商標の優先順位決定のための決定的日付の延期

審査中に、商標法第 37 条[2]の意味における優先順位決定のための決定的日付の延期の要件が満たされていると認められたときは、ドイツ特許商標庁は、出願人にその旨を通知しなければならない。優先順位決定の決定的日付は、出願ファイルに記載される。その他の点に関しては、商標法第 33 条[1]の意味における出願日は影響を受けない。

第 2 章 商品及びサービスの分類

第 19 条 分類

[1] 商品及びサービスの分類は、本規則の別表 1(省略)に記載された商品及びサービスの分類により決定されるものとする。

[2] 更に、商品及びサービスのアルファベット順一覧(本規則別表 2 及び 3(省略))は、分類のために使用することが好ましい。

第 20 条 商品及びサービスの一覧

[1] 商品及びサービスは、個々の商品又はサービスを所定の分類(第 19 条[1])の類に分類できるように指定しなければならない。

[2] 可能な範囲において、かつ、説明の必要がない限り、分類の指定及び第 19 条[2]にいうアルファベット順一覧の用語を使用しなければならない。その他については、業として一般に使用されている用語を可能な限り使用しなければならない。

[3] 商品及びサービスは、当該分類の順序に従う類により配列しなければならない。

[4] 商品及びサービスの一覧が出願書類に添付される限り、当該一覧 2 通を提出しなければならない。

第 21 条 分類に関する決定

[1] 出願における商品及びサービスが正確に分類されていないときは、ドイツ特許商標庁は分類に関して決定する。

[2] 出願の焦点となる分類の類は、ドイツ特許商標庁が主たる類として選択する。その限りにおいて、ドイツ特許商標庁は、出願人により表示された主たる類には拘束されない。手数料納付に関しては、ドイツ特許商標庁は、出願人により表示された主たる類を参酌する。

第 22 条 分類の改正

商品及びサービスの分類が、商標の出願日から保護期間の満了までの間に改正された場合は、当該分類は、商標の所有者の請求によって、いつでも変更されるものとする。当該分類は、遅くとも商標の保護期間の更新時には職権で変更されるものとする。

第 3 章 出願公告

第 23 条 出願公告

[1] 出願日(商標法第 33 条[1])が付与された商標の出願公告には、次に掲げる情報を含めなければならない。

(1) 出願番号

(2) 出願の受領日

(3) 商標に関する明細

(4) 出願人が主張している外国優先権(商標法第 34 条)、博覧会優先権(商標法第 35 条)に関する、又は共同体商標についての 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)No.40/94(欧州共同体公報(OJ EC)1994 年 No.L11, 1 ページ)第 35 条に基づいて主張されている優先順位に関する明細

(5) 出願人の名称及び居所又は本拠

(6) 代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び居所又は本拠

(7) 送達受取人も併記した送達宛先、及び

(8) 商品及びサービス一覧の主たる類及びもしあればその他の類

[2] 公告はまた、電子形態でも行うことができる。

第3部 登録簿，証明書，公告

第24条 登録簿の設置場所及び形態

- [1] 登録簿は，ドイツ特許商標庁において維持管理しなければならない。
- [2] 1999年8月1日以降，登録簿は，電子データ・ベースの形態で保管されている。

第25条 登録簿の登録内容

次に掲げる事項については，登録簿に登録しなければならない。

- (1) 商標の登録番号
- (2) 出願番号が登録番号と同一でないときは，出願番号
- (3) 商標の表示
- (4) 商標が立体標章，トレーサー・マーク，音響標章又はその他の種類の商標であるときは，商標の種類を表示
- (5) 色彩付で登録される商標については，この旨の表示及び色彩の特定
- (6) ファイルと共に保管されている説明についての言及
- (7) 商標が使用により識別性を取得したことを立証することにより登録された商標(商標法第8条[3])については，この旨の表示
- (8) パリ条約第6条の5に基づいて本国における商標登録を基礎として登録された商標については，この旨の表示
- (9) 該当する場合は，商標が団体標章である旨の表示
- (10) 共同体商標に関する1993年12月20日の理事会規則(EC)No.40/94(OJ EC1994年No.L11, 1ページ)第34条又は第35条に基づいて，出願商標又は登録商標について優先順位が主張されている商標の場合は，個別の出願番号の表示，及び当該商標の取消の場合は，取消事由を明記した陳述
- (11) 商標の出願日
- (12) 該当する場合は，商標法第37条[2]に基づいて優先順位を決定する決定的な日
- (13) 商標所有者が主張する外国優先権(商標法第34条)に関する日付，国名及び出願番号
- (14) 商標所有者が主張する博覧会優先権(商標法第35条)に関する明細
- (15) 商標所有者の名称及び居所又は本拠。民法典に基づくパートナーシップについては，代理人として行動する資格のある指定されたパートナーの名称及び居所
- (16) 代理人が選任されているときは，当該代理人の名称及び本拠
- (17) 送達受取人の名称も並記した送達宛先
- (18) 主たる類及びその他の類を表示した商品及びサービスの一覧
- (19) 登録簿への登録日
- (20) 登録についての公告日
- (21) 異議申立期間の満了後に商標登録に対する異議申立がなかったときは，この旨の表示
- (22) 異議申立がされたときは，
 - (a) この旨の表示
 - (b) 異議申立手続の終結日
 - (c) 商標が全体において取り消されたときは，この旨の表示
 - (d) 商標が一部において取り消されたときは，当該取消に係わる商品及びサービス

(23) 保護期間の更新

(24) 第三者が登録商標の取消請求をしたか又は取消訴訟を提起した場合は、

(a) 商標法第 50 条に従う取消請求のときは、この旨の表示

(b) 商標法第 50 条に従う取消手続についての結論

(c) 商標が全体において取り消されたときは、取消理由を記載し、この旨の表示

(d) 商標が一部において取り消されたときは、取消理由及び当該取消に係わる商品及びサービスを記載し、この旨の表示

(25) 取消手続が職権により行われた場合において、

(a) 商標が全体において取り消されたときは、取消理由を記載し、その旨の表示

(b) 商標が一部において取り消されたときは、取消理由及び取消に係わる商品及びサービスを記載し、この旨の表示

(26) 商標が、商標所有者の対応する宣言、特に商標の一部更新又は一部取消により、全体又は一部において取り消される場合は、取消理由を明記し、この旨の表示、及び商標の一部が取り消されたときは、その取消が実行された後の関係商品及びサービスの一覧

(27) 商標法第 44 条に基づく登録付与を求める訴訟についての明細がドイツ特許商標庁に通知されているときは、これらの明細

(28) 分割宣言の受領日

(29) 親登録に関しては、分割宣言に基づく分割登録の登録番号への言及

(30) 分割宣言に基づく分割登録に関しては、この旨の表示及び親登録の登録番号

(31) 国際登録の日付及び番号(商標法第 110 条及び第 122 条[2])

(32) 商標の譲渡、並びに権原の承継人、及び該当するときは、(15)、(16)及び(17)に従うその代理人に関する明細

(33) 商品及びサービスの一部に係わる商標の譲渡の場合は、追加として、(29)及び(30)に記載された明細

(34) 対物的権利(商標法第 29 条)に関する明細

(35) 強制執行措置(商標法第 29 条[1](2))及び商標の破産手続への関与(商標法第 29 条[3])に関する明細

(36) (15)、(16)及び(17)に記載した明細の補正

(37) 登録簿における登録の訂正(商標法第 45 条[1])

第 26 条 証明書

ドイツ特許商標庁に関する規則第 25 条に基づく商標登録を証明する書類に加え、商標所有者は、明示的に放棄した場合を除いて、登録簿における記載事項に関する証明書を受領するものとする。

第 27 条 公告の場所及び形態

[1] 登録商標に関する明細は、ドイツ特許商標庁発行の商標公報により公告しなければならない。

[2] 公告は、電子形態により行うことができる。

第 28 条 登録についての公告の内容

[1] 登録についての公告には、第 25 条(20)及び(31)に規定された事項を除いて、登録簿に登録されている全ての事項を掲載する。色彩付きの商標登録は、色彩付きで公告しなければならない。

[2] 商標登録についての最初の公告には、異議申立(商標法第 42 条)をすることができる旨の注記を付さなければならない。当該注記は、最初の公告において相当な不備があったために再公告するときは、反復しなければならない。当該注記は、第 1 文及び第 2 文に基づいて公告される全ての商標に対し共用とすることができる。

[3] 一部取消の場合は、取消後の商標登録を全部再公告することができる。

第4部 個別手続

第1章 異議申立手続

第29条 異議申立の様式

[1] 異議申立は、商標登録に対する異議申立の根拠である各商標(先の商標)について、個別に行わなければならない。同一の異議申立人の複数の先の商標を根拠にしているときは、複数の異議申立を1の異議申立書に併合することができる。

[2] 異議申立は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して、しなければならない。

第30条 異議申立の内容

[1] 異議申立書には、異議申立の対象となった商標及び先の商標並びに異議申立人を特定できる情報を記載しなければならない。

[2] 異議申立書には、次に掲げる事項を含めなければならない。

(1) 登録についての異議申立の対象となった商標の登録番号

(2) 先の登録商標の登録番号又は先の出願商標の出願番号

(3) 商標法第42条2及び(3)に基づく事件においては、先の商標の表示及びその商標の種類の種類

(4) 先の商標が国際登録されたものである場合は、当該先の商標の登録番号、及び先の国際登録が1990年10月3日前にドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国における効力を有して登録されている場合は、異議申立が前記の国の何れの部分を根拠にしているかの宣言

(5) 先の商標の所有者の名称及び住所

(6) 異議申立が登録簿に登録されていない者によって行われる場合は、異議申立人の名称及び住所、並びに権利移転についての登録請求がなされた日

(7) 異議申立人が代理人を選任しているときは、当該代理人の名称及び住所

(8) 登録に対する異議申立の対象である商標の所有者の名称

(9) 先の商標について、登録又は出願された形態によるその商標の表示

(10) 異議申立が根拠とする商品及びサービス

(11) 異議申立の対象である商品及びサービス

第31条 複数の異議申立についての共同決定

[1] 同一の異議申立人が提起する複数の異議申立については、適切な場合は、共同決定を行わなければならない。

[2] [1]に規定する場合の他にも、複数の異議申立に関して共同決定を行うことができる。

第32条 停止

[1] 商標法第43条[3]に規定する場合を除いて、ドイツ特許商標庁は、適切な場合は、異議申立手続を停止することができる。

[2] 停止は、特に異議申立が認められると推測され、かつ、異議申立が出願商標に基づいている場合又は先の商標に係わる取消手続がドイツ特許商標庁に係属している場合に、考慮される可能性がある。

第 2 章 出願及び登録の一部移転，分割

第 33 条 登録商標の一部移転

[1] 商標登録に基づく権利の移転が登録商品及びサービスの一部のみに影響する場合は，ドイツ特許商標庁に関する規則第 28 条に基づく権利移転の登録請求には，権利移転に係わる商品及びサービスを表示しなければならない。

[2] その他の点では，第 36 条[1]から[5]まで及び[7]が，[5]に規定される書類の提出期限は適用されない旨のただし書に従うことを条件として，準用される。

第 34 条 権利の移転，対物的権利，破産手続及び出願に関する強制執行措置

[1] 権利の移転，対物的権利，強制執行措置又は破産手続は，出願のファイルに記載しなければならない。

[2] 権利の移転の場合は，登録時に商標所有者である者のみが登録簿に登録される。登録時に存在する対物的権利，その時に存在する強制執行措置，又は登録時に係属している破産手続もまた，登録簿に登録される。

[3] 商標出願に基づく権利の移転が当該商標の出願対象になっている商品及びサービスの一部のみに影響する場合は，一部移転の請求書には，権利移転に係わる商品及びサービスを記載する。その他の点では，第 35 条[1]から[5]まで及び[7]が，[5]に規定される書類の提出期限は適用しない旨のただし書に従うことを条件として，準用される。

第 35 条 出願の分割

[1] 出願商標は，商標法第 40 条[1]に基づいて，2 以上の出願に分割することができる。分割された各部分については，個別の分割宣言を必要とする。当該分割宣言書は，ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

[2] 分割宣言書には，分割出願に含めるべき商品及びサービスを記載しなければならない。

[3] 残存する親出願の商品及びサービスの一覧と分割出願の商品及びサービスの一覧を合わせたものは，分割宣言が受領された時点での，原出願の商品及びサービスの一覧と同一でなければならない。分割が一般名称に該当する商品及びサービスに係わる場合は，親出願及び分割出願の両方において，一般名称を使用するものとし，かつ，当該一般名称は適切な追加情報によって，商品及びサービスの一覧が重複しないような方法により限定されなければならない。

[4] ドイツ特許商標庁は，原出願のファイルの完全な写しを作成しなければならない。当該写しに分割宣言を合わせたものが，分割出願のファイルの構成要素となるものとする。分割出願に対しては，新規のファイル番号が割り当てられる。当該分割宣言書の写しは，親出願のファイルに含めておくものとする。

[5] 原出願が第 8 条から第 12 条までに基づいて商標の表示を含む場合は，商標に関する同一の平面図形表示 4 通を，商標法第 40 条[2]第 3 文(訳注：原文誤記)に基づく 3 月の期間内に追加して提出しなければならない。音響標章については，当該標章の音響表示を第 11 条[3]に基づいて，追加して提出しなければならない。

[6] 出願人が原出願に関して選任した代理人は，分割出願についてもまた出願人の代理人と

みなされるものとする。新たな委任状の提出は必要としない。

[7] 原出願に関して提出された請求事項は、分割出願についてもなお引き続き適用されるものとする。

第 36 条 登録の分割

[1] 登録商標は、商標法第 46 条[1]に基づいて、2 以上の登録に分割することができる。分割される各部分については、個別の分割宣言書を提出しなければならない。当該分割宣言書は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

[2] 分割宣言書には、分割登録に含めるべき商品及びサービスを表示しなければならない。

[3] 残存する親登録の商品及びサービスの一覧と分割登録の商品及びサービスの一覧を合わせたものは、分割宣言書が受理された時点での、原登録の商品及びサービスの一覧と同一でなければならない。分割が一般名称に該当する商品及びサービスに係わる場合は、親登録及び分割登録の両方において、一般名称を使用するものとし、かつ、当該一般名称は適切な追加情報によって商品及びサービスの一覧が重複しないような方法により限定されなければならない。

[4] ドイツ特許商標庁は、原登録のファイルの完全な写しを作成しなければならない。当該写しに分割宣言を合わせたものが、分割登録のファイルの構成要素となるものとする。分割登録に対しては、新規のファイル番号が割り当てられる。当該分割宣言書の写しは、親登録のファイルに含めておくものとする。

[5] 原登録が第 8 条から第 12 条までに基づいて商標の表示を含む場合は、商標の同一の平面図形表示 4 通を、商標法第 46 条[3]第 3 文(訳注：原文誤記)に基づく 3 月の期間内に追加して提出しなければならない。音響標章については、当該標章の音響表示を第 11 条[3]に基づいて、追加して提出しなければならない。

[6] 出願人が原登録に関して選任した代理人は、分割登録についても出願人の代理人とみなされるものとする。新たな委任状の提出は必要としない。

[7] 原登録に関して提出された請求事項は、分割登録についてもなお引き続き適用されるものとする。

[8] 異議申立が、商標法第 46 条に基づいてなされた分割宣言の対象である商標登録に対してなされたときは、ドイツ特許商標庁は異議申立人に原登録の内の異議申立の対象である部分を示す宣言書を提出するよう勧告する。登録商標の所有者もまた自発的に、異議申立人の宣言書に対応する宣言書を提出することができる。当該宣言書が一切提出されない場合は、分割宣言は容認されないものとして拒絶される。

第 3 章 更新

第 37 条 手数料の納付による更新

商標法第 47 条[3]に基づいて更新手数料を納付するときは、登録番号及び商標所有者の名称並びに納付目的を表示しなければならない。

第 38 条 一部更新の請求

[1] 商標登録に係わる商品及びサービスの一部のみについて保護期間の更新を求めようとする

るときは、出願人はその旨の請求をしなければならない。

[2] 請求には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 保護期間の更新を求める商標の登録番号
- (2) 商標所有者の名称及び住所
- (3) 代理人が選任されているときは、当該代理人の名称及び住所
- (4) 保護期間の更新に係わる商品及びサービス

第4章 放棄

第39条 放棄

[1] 商標法第48条[1]に基づく商標の全部又は一部の取消抹消は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して行わなければならない。

[2] 請求には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 全部又は一部の抹消を求める商標の登録番号
- (2) 商標所有者の名称及び住所
- (3) 代理人が選任されている場合は、当該代理人の名称及び住所
- (4) 商標の一部について抹消を求めるときは、抹消を求める商品及びサービス、又は抹消してはならない商品及びサービスの何れか一方

第40条 第三者の合意

商標法第48条[2]に基づいて必要とされている、登録簿に登録された商標に係る権利の所有者の同意に関しては、当該権利の所有者又はその代理人が署名した同意の宣言書を提出することをもって足りるものとする。当該宣言書又は署名については、認証を必要としない。合意はまた他の方法によっても証明することができる。

第5章 取消

第41条 取消事由による取消

[1] 商標法第53条[1]に基づく取消事由による商標の取消請求は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

[2] 当該請求には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 取消を請求する商標の登録番号
- (2) 請求人の名称及び住所
- (3) 請求人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び住所
- (4) 商標の取消を商品及びサービスの一部のみについて請求する場合は、取消請求に係る商品及びサービス、又は取消請求に係わらない商品及びサービスの何れか一方
- (5) 商標法第49条に基づく取消事由

第42条 絶対的拒絶理由による取消

商標法第54条[1]に基づく絶対的拒絶理由による取消請求には、第41条が準用される。

第 5 部 国際登録

第 43 条 マドリッド協定に基づく国際登録の出願

[1] 登録簿に登録された商標の、マドリッド協定第 3 条に基づく国際登録の出願は、世界知的所有権機関の国際事務局発行の様式を使用してドイツ特許商標庁に対してしなければならない。

[2] 商標法第 108 条[3]に基づいて要求される商品及びサービスの一覧の翻訳文は、フランス語により提出しなければならない。

第 44 条 マドリッド協定に関する議定書に基づく国際登録出願

[1] 第 43 条は、ドイツ特許商標庁になされたか、又は登録簿に登録された商標の、マドリッド協定に関する議定書第 3 条に基づく国際登録出願に準用される。

[2] 商標法第 120 条[3]及び第 108 条[3]に基づいて要求される商品及びサービスの一覧の翻訳文は、出願人の選択により、フランス語又は英語の何れかにより提出しなければならない。

第 45 条 マドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく国際登録出願

[1] 第 43 条は、登録簿に登録された商標の、マドリッド協定第 3 条及びマドリッド協定に関する議定書第 3 条に基づく国際登録出願に準用される。

[2] 商標法第 120 条[3]及び第 108 条[3]に基づいて要求される商品及びサービスの一覧の翻訳文は、出願人の選択により、フランス語又は英語の何れかにより提出しなければならない。

第 46 条 保護の拒絶

[1] マドリッド協定第 3 条の 3 又はマドリッド協定に関する議定書第 3 条の 3 に基づいてドイツ連邦共和国の領域へ保護が及んでいる国際登録に対し、その保護の全部又は一部が拒絶され、かつ、この拒絶が、国際登録の所有者への伝達のために世界知的所有権機関の国際事務局に通知されている場合は、最終的拒絶を回避するために、ドイツにおける代理人を選任するための期間は、世界知的所有権機関の国際事務局から拒絶通知が発送された日から 4 月とする。

[2] 国際登録の所有者がドイツにおける代理人を選任しなかったために保護の拒絶が確定した場合は、当該拒絶についての異論申立又は審判請求は、[1]に基づく期限後、更に 1 月以内に、ドイツ特許商標庁に対して行わなければならない。当該拒絶には、当該所有者の審判請求権についての指示を添付しなければならない。これには商標法第 61 条[2]が準用される。

第 6 部 農産物及び食品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 1992 年 7 月 14 日理事会規則(EEC)No.2081/92 に基づく手続

第 1 章 登録手続

第 47 条 登録出願

[1] 農産物及び食品についての地理的表示及び原産地名称の保護(OJ EC No.L208, 1 ページ)に関する 1992 年 7 月 14 日の理事会規則(EEC)No.2081/92 に基づく地理的表示又は原産地名称の登録出願は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して行わなければならない。

[2] 出願書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会規則(EEC)No.2081/92 第 5 条(1)の意味における出願人の名称及び住所
- (2) 代理人が選任されている場合は、当該代理人の名称及び住所
- (3) 登録を請求する地理的表示又は原産地名称
- (4) 理事会規則(EEC)No.2081/92 第 4 条に基づいて要求される事項を付した明細書

第 48 条 他の国の参加

出願が境界にある地理的地域又は他の加盟国若しくは理事会規則(EEC)No.2081/92 第 12 条(2)(訳注：原文誤記)に基づいて承認された第三国に所在する地理的地域に関連した伝統的名称をも指定する名称に関係するときは、ドイツ特許商標庁は、当該国の所轄当局に直接に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第 49 条 出願公告

[1] 商標公報(商標法第 130 条[4])における出願公告には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- (1) 出願人の名称及び住所
- (2) 代理人が選任されている場合は、当該代理人の名称及び住所
- (3) 地理的表示又は原産地名称、及び
- (4) 明細書の基本的内容

[2] 出願公告には、商標法第 130 条[4]に基づいて意見を提出することができることに言及しなければならない。

第 2 章 異論申立手続

第 50 条 異論申立

[1] 理事会規則(EEC)No.2081/92 第 7 条(3)に基づく異論申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 異論申立を行う当事者の名称及び住所
- (2) その登録が異論申立の対象となる地理的表示又は原産地名称
- (3) 異論申立を行う当事者の正当な利害関係を証明する事情

[2] 異議申立書には、申立期間内に当該異論の根拠である理由を陳述しなければならない。異論申立は、次に掲げる事項のみを根拠とすることができる。

- (1) 理事会規則(EEC)No.2081/92 第 2 条の意味における原産地名称又は地理的表示に係わる要件が満たされていないという事実
- (2) 提案されている名称の登録が、全面的又は部分的に同一の名称若しくは商標の存在に対し、又は理事会規則(EEC)No.2081/92 第 6 条(2)に規定される公開日現在において少なくとも 5 年間合法的に流通している生産物の存在に対して有害であるという事実、又は
- (3) 登録出願されている名称が一般名称であるという事実。その旨の十分な情報を提出しなければならない。

第 51 条 異論申立手続

異論申立期間の満了後、ドイツ特許商標庁は、連邦司法省に対し、受領した異論申立について、異論申立書の原本及びファイルのその他の内容を送付することにより、遅滞なく報告しなければならない。

第 3 章 明細書の補正、取消、ファイルの閲覧

第 52 条 明細書の補正

明細書の補正請求は、ドイツ特許商標庁にしなければならない。第 47 条[2]及び第 48 条から第 51 条までが、その後の手続に準用される。

第 53 条 取消申請

理事会規則(EEC)No.2081/92 第 11a 条(a)に従う取消申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 取消しなければならない地理的表示又は原産地名称
- (2) 申請人の名称及び住所
- (3) 代理人が選任されている場合は、当該代理人の名称及び住所

第 54 条 ファイルの閲覧

ドイツ特許商標庁は、理事会規則(EEC)No.2081/92 に従う手続におけるファイルの閲覧を許可する。

第7部 最終規定

第56条 本規則の施行時の経過規定

本規則の施行前に行われた商標出願については、2003年9月1日の規則(連邦法律官報 I, 1701 ページ)により最終改正された1994年11月30日の商標規則(連邦法律官報 I, 3555 ページ)を適用する。

第57条 今後の改正についての経過規定

本規則に対する改正の施行前に行われた商標出願については、その日付までの適用版における本規則の規定を適用する。

第58条 施行, 廃止

本規則は2004年6月1日に施行する。同日付けで、2003年9月1日の規則(連邦法律官報 I, 1701 ページ)により最終改正された1994年11月30日の商標規則(連邦法律官報 I, 3555 ページ)は廃止する。